

令和 7 年度

佐渡市ジュニアスポーツクラブ優良指導者講習

資料編

○新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて

～ グッドコーチに向けた「7つの提言」 ～

○スポーツ指導者のための倫理ガイドライン

○佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱

○佐渡市社会体育施設使用料減免要綱

○佐渡市ジュニアスポーツクラブの指導者における非違行為に対する
対処要領

○佐渡市立学校体育施設開放条例

○新潟県いじめ等の対策に関する条例

○スポーツ基本法

○佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金交付要綱と手引き

○佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱と手引き

○佐渡市スポーツ全国大会等出場者激励金支給要綱

**新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて
～ グッドコーチに向けた「7つの提言」 ～**

「コーチング推進コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）は、「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）報告書」（平成 25 年 7 月）に基づき、オールジャパン体制でコーチング環境の改善・充実に向けた取組を推進するため、我が国を代表するスポーツ関係団体や大学、クラブ、アスリートなどを構成員として設置（平成 26 年 6 月）されたものです。

我が国においては、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、世界に誇れる我が国のコーチングを確立するとともに、2020 年以降も有形無形のレガシーとして、持続可能なスポーツ立国の実現に向けた取組が一層求められています。

そこで、コンソーシアムでは、全ての人々が自発性の下、年齢、性別、障害の有無に関わらず、それぞれの関心・適性等に応じてスポーツを実践する多様な現場でのコーチングを正しい方向へと導くため、「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を取りまとめました。

さらには、グローバル化が進展する現代において、国内はもとより、諸外国で活躍するコーチなど、国際社会の中でコーチングに関わる全ての人々にも参考としていただくことを期待しています。

今後、コンソーシアムの構成団体を通じて、7つの提言を広く関係者に呼びかけ、コーチング環境の改善・充実に図っていくこととしています。

平成 27 年 3 月 13 日
文部科学省コーチング推進コンソーシアム

グッドコーチに向けた「7つの提言」

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを期待します。

1 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

2 自らの「人間力」を高めましょう。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

3 常に学び続けましょう。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エグセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

4 プレーヤーのことを最優先に考えましょう。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

5 自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

6 社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネージャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

7 コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

平成 27 年 3 月 13 日

文部科学省コーチング推進コンソーシアム

スポーツ指導者のための >>>> 倫理ガイドライン



公益財団法人

日本スポーツ協会



SPORT
JSPO OFFICIAL LICENSE

スポーツを愛するすべての人へ

〈日本スポーツ協会会長メッセージ〉



スポーツ指導者の皆さんへ

【プレーヤーズセンタード】

スポーツの主役はプレーヤーです。スポーツ指導者自身の考えを一方的にプレーヤーに伝えるのではなく、気づきを促し、成長に導いていくコーチングを目指しましょう。

【学び続ける】

プレーヤーに気づきを促し成長に導くため、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得をはじめ、常にコーチングに関する最新の情報を手に入れ、学び続けましょう。

【ワークライフバランス】

スポーツ指導者自身の生活の充実・幸福の追求と併せ、家族・関係者のライフプランの充実も念頭に置きましょう。



プレーヤーの皆さんへ

【スポーツを心から楽しむ】

「楽しい」「大好き」という気持ちが、スポーツを続ける原動力であり、一人ひとりが主役として、みんなが楽しむことができるスポーツの「場」をつくりましょう。

【互いに尊重し合う】

プレーヤー、仲間、スポーツ指導者、アントラージュは、役割は違いますが、一人の人間としては対等で、尊重されるべき人格があります。

相手を受け容れ、互いに尊敬や感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。

【自ら問いを立てる】

常に自分の思考や行動について問いを立て、答えを求め、考える習慣を身に付けましょう。



アントラージュの皆さんへ

【良き理解者となる】

プレーヤーが望むスポーツ活動を理解し、その成長を見守り促すために、良き理解者となるよう心がけましょう。

プレーヤーは、スポーツを自ら楽しみ、目標達成を目指す過程の中で、フェアプレーや倫理観、他者を信頼すること、他者に貢献することなどを身に付けることができ「人」としても成長します。

このような視点をもちつつ、互いに協力しあってプレーヤーの成長をサポートしましょう。



【スポーツを愛する人を増やす】

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」といった多様な楽しみ方があります。一人でも多くの方がスポーツを生活の中に置いて、生涯を通じて、長く楽しめるような環境を整えていきましょう。



スポーツ団体・組織の皆さんへ

【反倫理的行為を根絶する】

日本スポーツ協会は、スポーツの「場」で、暴力行為、暴言、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ドーピングなどの反倫理的行為の発生や、それらの行為が黙認されることにより、スポーツを敬遠する人が増えるなど、スポーツの価値が低下することを懸念しています。

このことを私たちは再認識し、スポーツの「場」から反倫理的行為を根絶し、団体・組織の経営・運営が、公正正大なものとなるよう共に不断の努力を続けていきたいと思います。



ダウンロードはこちら



目次

はじめに	2
I. スポーツの意義と価値	4
II. スポーツ指導者の役割	5
◆1 スポーツを楽しむ権利を支える指導者	
◆2 安全で、正しく、楽しいスポーツ活動の場を確保するために	
◆3 指導者とプレイヤーの望ましい関係づくりのために	
◆4 フェアプレーの実践	
◆5 スポーツと社会の結びつき	
III. スポーツ指導者の心得	10
◆1 プレーヤーが主役です	
◆2 指導者の持つ影響力を自覚しましょう	
◆3 反倫理的言動に適切に対処しましょう	
グッドコーチ像(グッドプレイヤーを育成する担い手)	
IV. 倫理的問題が起こらないために	13
◆1 倫理的問題が生じやすい構造的要因	
◆2 表面化しにくい倫理的問題への対応	
◆3 反倫理的言動とは	
おわりに	18
資料編	19
あなたの考えや行動をチェックしてみましょう	21

はじめに

皆さんは、「スポーツ」とはどのようなものであると考えていますか？

日本スポーツ協会では、スポーツは、「人間が運動を自ら楽しみとして求めることによって成立してきた人類共通の文化」であると考えています。それは、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、ともに喜び、感動を共有し、絆を深めることを可能にします。さらに、子どもたちが成長していく過程で、他者への思いやり、共に協力し合う気持ち、誰にでも公平に接し、約束を守ることを尊ぶ心の成長も促します。

また、これからのスポーツには、公正で福祉豊かな地域社会、環境と共生したライフスタイルが実現する社会、平和と友好に満ちた社会の形成に大きく寄与することが期待されています。

このようにスポーツは、人間の成長に大きく影響するのみならず、望ましい社会の構築にも貢献する力を持っています。したがってスポーツの指導には責任が伴っており、プロコーチであってもボランティア指導者であっても、その責任の大きさに変わりはありません。

そして、そのような責任を伴った指導が、指導対象者の成長や喜びになったとき、指導者にとっても大きな喜びとなることでしょう。まさに夢のある、やりがいに満ちた営みと言えます。

日本スポーツ協会は、「安全で、正しく、楽しいスポーツ活動をサポートする」指導者を養成・認定する団体の責務として、スポーツの意義や価値を高めるキーパーソンとなるスポーツ指導者としての望ましい考え方や行動をガイドラインとして示すこととしました。

このガイドラインが、指導者をはじめスポーツに携わる多くの方々に理解され、活動の後押しとなり、より良いスポーツの発展につながることを期待しています。

日本スポーツ協会スポーツ憲章

第1条 スポーツの意義と価値

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。

さらに、スポーツは、人々が自主的、自発的に行うことを通じて、望ましい社会の実現に貢献するという社会的価値を有する。

第4条 基本的権利としてのスポーツ

スポーツは、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が自由に楽しむ文化であり、スポーツを楽しむことは、全ての人々の基本的な権利である。そして、その権利の実現のためには、誰もがスポーツに親しめる機会として、「する」、「みる」、「支える(育てる)」等の多様な関わり方が可能となり、また、適切なスポーツ指導能力を持つ有資格者の指導が受けられるよう配慮されなければならない。

第5条 スポーツの公平性及び公正性の確保

スポーツにおいては、フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。

- (1) 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント又は人種、性別、障がいの有無などによる差別等の行為
- (2) ドーピングや勝敗に関わる不正な操作等の不正行為

(一部抜粋)

I

スポーツの意義と価値

日本体育協会(現 日本スポーツ協会)と日本オリンピック委員会が21世紀のスポーツが果たすべき使命を謳った「スポーツ宣言日本」では、スポーツの21世紀的価値を「**素朴な運動の喜びを共に分かち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である**」としています。

スポーツに携わる私たちは、スポーツが身体を動かすという人間の本質的な欲求を満たし、人生をより豊かにし、生きる喜びをもたらす効果を持っているだけでなく、人間が社会で生きていくための基本となる能力、すなわち他者を尊重する、思いやりを持つ、困難に立ち向かい努力する、自ら考え工夫し行動する、などの力を身につけるのに有効であることを学んできました。

そして、「スポーツ宣言日本」で示されているように、現代社会におけるスポーツは、スポーツそのものの発展を遂げたばかりでなく、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において、人類が一つであることを認識させるなど、極めて大きな社会的影響力をもつようになりました。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えているのです。

Ⅱ

スポーツ指導者の役割

1 スポーツを楽しむ権利を支える指導者

2011年に施行されたスポーツ基本法では、「**スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利**」と謳われており、スポーツが全ての人の基本的な権利であることが明確に示されています。しかし、単にスポーツに参加する機会が確保されているだけでは、幸福で豊かな生活に結び付くと言いきることはできません。

この点についてスポーツ基本法では、「**全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない**」と示しています。

誰もがスポーツに親しめる場やスポーツの意義と価値を知る(学ぶ)ことのできる機会が確保されるためには、スポーツ活動をサポートしてくれる人や組織が整備されている必要があります。特にスポーツ活動を直接的にサポートする役割を担うスポーツ指導者はスポーツを楽しむために欠かせない存在といえるでしょう。



2 安全で、正しく、楽しいスポーツ活動の場を確保するために

スポーツの主角はあくまでもプレーヤー（スポーツをする人すべてを「プレーヤー」と表現します）です。このことは、スポーツを指導する際のすべての基本となります。

スポーツ指導者が「安全で、正しく、楽しい」スポーツ活動の場を確保するためには、次のような姿勢や考え方が必要となります。

- スポーツに対して情熱を持ち、常にプレーヤーを最優先し、何事にも前向きに取り組む
- すべてのプレーヤーに常に公平な態度で接し、また活動に参加したくなるような雰囲気を作る
- すべてのプレーヤーの個性や長所を見つけ、伸ばす
- 一方的、強制的な指導にならないよう、コミュニケーションスキルを高め、活動のねらいや内容をプレーヤーと共有する
- 発育発達段階や技能レベルに即して指導の内容と方法を工夫する
- プレーヤーの健康状態に注意をはらい、ケガや病気を起こさないよう配慮する
- 天候や活動場所の整備状況、道具・用具の手入れや施設の破損確認などに配慮する

3 指導者とプレイヤーの望ましい関係づくりのために

スポーツの主役はプレイヤーですが、指導者が指導的立場にいることによって、プレイヤーに対して上位の権力を持つことになります。こうした関係を指導者自身が自覚していることはとても大切です。

プレイヤーが未成年であったり、競技レベルが高くなったり、あるいは指導者が過去に高い競技成績や指導実績を残していれば、その傾向はさらに強くなり、同時に指導者に対するプレイヤーの依存度も高くなります。

指導者が個々のプレイヤーを自立した個人として考え、権利や尊厳や人格を尊重した指導を行い、その結果、プレイヤーが指導者に対して信頼を寄せ、尊敬の気持ちを持つような相互尊敬の関係にあることが望まれます。



4 フェアプレーの実践

スポーツの意義と価値を表現するため、そして、指導者とプレーヤーの望ましい関係を構築するための有効な行動と考え方として、フェアプレーの実践があります。

フェアプレーには二つの側面があり、それは「行動としてのフェアプレー」と「フェアプレー精神」です。「行動としてのフェアプレー」とは、ルールを守り公正に振る舞うということに留まらず、他者（や審判）を尊重し、仲間を信じ、支える方々に感謝し、全力を尽くしてプレーすることであると考えます。そして「フェアプレー精神」とは、自分の心に問いかけた時、恥ずかしくない判断ができる心のあり方ということが出来ます。

どのような場合であれ、スポーツにはフェアな行動と精神が求められます。プレーヤーに対して大きな影響を及ぼす指導者であるからこそ、フェアな精神をもち、フェアな言動に徹するべきでしょう。そうした言動に基づいて指導するからこそ、プレーヤーはフェアプレーを身につけることができるのです。

「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン

日本スポーツ協会では、社会全体にフェアプレーを浸透させるため「**フェアプレイで日本を元気にキャンペーン**」を展開しています。プレーヤーにフェアプレーを伝えるためのツールとしてご活用ください。

「フェアプレイ7カ条」

スポーツにおいてだけでなく、普段の生活でも自らの指針となる「フェアプレイ7カ条」を浸透させていきます。

- ① 約束を守ろう
- ② 感謝しよう
- ③ 全力を尽くそう
- ④ 挑戦しよう
- ⑤ 仲間を信じよう
- ⑥ 思いやりを持とう
- ⑦ たのしもう



5 スポーツと社会の結びつき

私たちの社会において、スポーツに対する注目は年々高まっています。その中でフェアに行動しフェアな精神を身につけることはスポーツの場だけに留まらず、社会的にも価値があることと期待されています。

社会において認められているスポーツの価値を守り高めていくのは、スポーツに携わっている私たち自身です。特にプレーヤーに対して、あるいは社会に対して影響力を持つスポーツ指導者の言動には、これまで以上に高い倫理性が求められているのです。

他方で、現代社会は急激に変化しています。人々の権利意識やプライバシー意識は高まり、多様な価値観が認められるようになってきました。このような社会の変化は、スポーツを取り巻く環境にも大きく影響を及ぼしており、スポーツ指導のあり方についても、その変化に対応していくことが求められています。

したがって、指導者は現代社会の変化を踏まえ、プレーヤーや現代社会に受け入れられる有効な指導方法を模索し続ける必要があります。

II

Ⅲ

スポーツ指導者の心得

日本スポーツ協会スポーツ憲章では「第2章：スポーツを行う者の心得」として、**自発的に行うこと、フェアプレーを尊重すること、相手を尊重し全力を尽くすこと**が重要であると説明しています。スポーツ指導者の役割は、プレーヤーがこうした心得に沿ってプレーできるようサポートすることが大切です。

このような役割を果たすために、指導者は以下のことを心得ておかねばなりません。

1 プレーヤーが主役です

スポーツの大きな魅力のひとつとして競争的特性があります。したがって、指導者が勝利を優先したくなるのは当然のことかもしれません。しかし、プレーヤーが自発的に、フェアプレーや相互尊重の精神に基づいてプレーしているからこそ、人々はスポーツにおける勝利に価値を見出しているのだと言えます。

プレーヤーの自発的な行動を促すためには以下のことを常に心がける必要があります。

- スポーツ活動においてはプレーヤーが主役であり、指導者の役割はプレーヤーの活動のサポート役であることを認識する
- プレーヤーを自立した個人として考え、プレーヤーが主体的に判断し行動できるように促す
- プレーヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接する
- プレーヤーとの信頼関係を築きつつも、過度の主従関係や親密な関係はさけ、適切な距離を保つよう心がける
- 指導者自らの言動だけではなく、プレーヤー間や OB・OG、保護者など、指導するスポーツ活動のあらゆる場面に注意を払う

【プレーヤーズセンタード】

日本スポーツ協会では、「プレーヤーを取り巻く全ての関係者(アントラージュ)自身も、それぞれの Well-being (良好・幸福な状態)を目指しながら、プレーヤーをサポートしていく」という「プレーヤーズセンタード」の考え方をキーワードに、絶対的な優先順位の無い柔軟な関係性の中で、状況や課題などに応じた最善な対応を適時適切に講じることにより、プレーヤーの成長を支援することのできるスポーツ指導現場の実現を目指しています。

2 指導者の持つ影響力を自覚しましょう

指導者はプレーヤーに対して大きな影響力を持ちます。そして指導者の倫理観やそれに基づく言動は、プレーヤーたちの態度や言動、さらにはスポーツに対する価値観にも影響を及ぼすことになります。

指導者は、スポーツ活動中はもちろんのこと、それ以外の時でも倫理的に望ましい環境を確立するためのキーパーソンなのです。したがって、自身の言動の倫理性について常に注意を払い、自覚していることが求められます。

- 指導者はプレーヤーに対して権力を持っていることを自覚する
- 指導者による反倫理的な言動の多くは、指導者のもつ権力を背景に生じることを自覚する
- 指導者による反倫理的言動は、プレーヤーの人権やスポーツを行う権利を侵害することを自覚する

3 反倫理的言動に適切に対処しましょう

スポーツ指導者は、指導に関する知識や技術だけではなく、倫理に関する情報の収集に努め、反倫理的言動とは何かについての理解を深める必要があります。これらのことを自覚したうえで、以下のことについて強い意志を持ち対処することが求められます。

- あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない
- 年齢、性別、性的指向(恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか)や性自認(自分の性別に対する自己認識)、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない
- 反倫理的言動を黙認や隠ぺいせず、速やかに適切に対処する

指導者の態度や言動は、社会から注目されています。常に学び続け、自ら成長・発展するとともに、社会的期待に応えられる振る舞いや服装を心がけましょう。

以上の心得を遵守することが指導者の責務であることを理解し、行動することが大切です。

グッドコーチ像(グッドプレーヤーを育成する担い手)

人物像	キーワード
スポーツを愛し、その意義と価値を自覚し、尊重し、表現できる人	人が好き、スポーツが好き、スポーツの意義と価値の理解
グッドプレーヤーを育成することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることができる人	プレーヤーやスポーツの未来に責任を持つ
プレーヤーの自立やパフォーマンスの向上を支援するために、常に自身を振り返りながら学び続けることができる人	課題発見・課題解決、自立支援、プレーヤーのニーズ充足、卓越した専門知識(スポーツ教養含)、内省、継続した自己研鑽
いかなる状況においても、前向きかつ直向きに取り組みながら、プレーヤーと共に成長することができる人	逆境・困難に打ち克つ力、ポジティブシンキング、真摯さ、継続性、同情・共感、対象に合わせたコーチング
プレーヤーの生涯を通じた人間的成長を長期的視点で支援することができる人	プレーヤーズセンタード、プレーヤーのキャリア形成・人間的成長、中長期的視点
いかなる暴力やハラスメントも行使・容認せず、プレーヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる人	暴力・ハラスメント根絶、相互尊敬(リスペクト)、公平・公正さ
プレーヤーが、社会の一員であることを自覚し、模範となる態度・行動をとれるよう導くことができる人	社会の中の自己認識、社会規範・モラルの理解・遵守、暴力・ハラスメント根絶意識のプレーヤーへの伝達
プレーヤーやプレーヤーを支援する関係者(アントラージュ)が、お互いに感謝・信頼し合い、かつ協力・協働・協調できる環境をつくることができる人	社会との関係・環境構築、チームプレー、感謝・信頼、協力・協働・協調

「平成27年度コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」作成事業報告書」より(一部改訂)

IV

倫理的問題が起こらないために

1

倫理的問題が生じやすい構造的要因

スポーツが持つ競争的特性は、人々をスポーツに引きつける魅力の一つだと言えるでしょう。しかしこの競争的特性と、スポーツが持つ楽しさや喜びとのバランスが崩れると、暴力やいじめなどの問題が生じやすくなります。また絶対的な上下関係がある集団では、ハラスメントなどの問題が起こりがちです。

スポーツが行われる環境には、一般社会以上に倫理的問題が生じやすい要因が潜んでいます。その中でも指導者に関係する要因としては以下のようなものがあります。

スポーツ集団内の要因

- 指導者とプレーヤー間の権力関係
- プレーヤー間の厳格な上下関係
- 勝利至上主義
- 集団主義 など

スポーツ界全体の要因

- 男性中心的な風潮や制度
- 競技成績が進学や就職に役立つ
- スポーツの場が社会から閉鎖的になっている など

IV

倫理的問題が起こらないために

2 表面化しにくい倫理的問題への対応

前項のような要因を持つスポーツ現場で反倫理的言動が生じた場合、その被害者はそれを拒否する明確な意思表示ができないことも少なくありません。しかし、明確な拒否の意思表示がないからといって必ずしも被害者が反倫理的言動を受け入れているわけではありません。

また被害者が拒否の意思表示をできないということは、倫理的問題が表面化しにくいことを意味しています。また表面化したとしても、そうした問題はクラブや学校などの組織内で隠ぺいされる恐れがあります。

したがって、倫理的問題が生じた場合には、被害者の立場を考慮しつつ、速やかに適切な対応をすることが不可欠です。さらに、たとえ現在は指導現場に問題がなくても、倫理的な問題について理解を深め、将来的に問題が起こらないように対策を立てておくことが必要です。

反倫理的言動はスポーツ指導者とプレーヤーの間だけではなく、スポーツに関わるあらゆる人間関係で生じる可能性があります。したがって、指導者はそのことを認識し、自分自身の言動のみならず、自身が関わる指導現場、合宿所や遠征先、そこへの移動や飲食会などを含めたあらゆる場面において反倫理的言動が生じないよう、最大限の準備と対応をすることが求められます。



3 反倫理的言動とは

1. 反倫理的言動

スポーツ指導者は、自ら関わるスポーツ活動のあらゆる場面における倫理確立のためのキーパーソンとしての役割を期待されています。しかし、これまでに指導者が倫理的な問題を起こしてきたことも事実です。指導者による反倫理的言動の内容及び範囲としては、次のようなものがあげられます。

反人道的言動

① 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力

身体的暴力は殴る、蹴る、平手打ち、バットや竹刀でたたく、物を投げつけるなどの行為、および直接身体に触れないとしても同様の行為により威圧することを指し、刑法によって定められています。

プレーヤーの人格や尊厳を否定するような発言は言葉の暴力になります。こうした発言や相手の存在を無視するような態度をとるなどの言動によって、相手をコントロールしたり精神的に追い詰めるような状態になれば、そうした言動は精神的暴力という意味合いを持ちます。

たとえプレーヤーを励ましたり動機づけるための声かけであっても、指導者は一般社会で受け入れられるような言葉遣いをするよう心がけましょう。

② 性暴力及びセクシュアルハラスメント

性暴力は、身体的暴力や脅迫を伴う、相手の望まない性的行為を指し、刑法や民法によって定められています。強姦・準強姦や強制わいせつ行為は言うまでもありませんが、権力を持つ者がプレーヤーに対してその権力を濫用することによって、あたかも相手が望んで受け入れているように見える事例(性的虐待)も報告されています。

また、セクシュアルハラスメントは、相手が不快や不安を感じる性的な言動であり、それを拒否したり受け入れたりすることによって相手に利害が及ぶような言動を指します。セクシュアルハラスメントの加害者は必ずしも男性で、被害者は女性であるとは限りません。

労働の場や教育の場などではセクシュアルハラスメントの防止に向けた方

策がいろいろととられています。スポーツ界では国際オリンピック委員会が2007年2月に「セクシュアルハラスメントや性的虐待に関する統一声明」を発表し、この問題の解決に向けて各国のすべてのスポーツ組織が積極的に対策をとることを求めています。

③ 差別

年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり相手を嘲笑・侮辱する、さらには集団から除外する、あるいは関わりを拒否する言動を意味します。

その他の反社会的行為

① 不適切な指導

罰として正座をさせたり、不適切な負荷を設定したトレーニングをさせる、ケガをしているにも関わらずプレーを強要するなど、スポーツ医・科学的根拠を欠く指導を指します。また、脱衣や断髪の強要などの個人の尊厳を傷つける行為、あるいは正当な理由なくプレーさせないなど、スポーツを行う権利を奪う行為も含まれます。

② ドーピング及び禁止薬物等の使用

ドーピングとは競技能力を増幅させる可能性がある手段(薬物あるいは方法)を不正に使用することであり、スポーツの基本的理念であるフェアプレーに反する行為です。覚醒剤や麻薬等の使用禁止は刑法によって定められています。

③ 金銭的な事柄

目的外使用などの不適切な経理処理、金銭の横領や贈収賄、金銭や接待などの直接または間接的な強要、受領もしくは提供など、スポーツ指導に関わる金銭的に不適切な処理を意味しています。

また、たとえ直接的なお金のやり取りがなくても、スポーツ指導者の立場を利用した便宜供与や物品提供の強要、受領もしくは提供などは反社会的行為となります。

2. 反倫理的言動がもたらす影響

スポーツ指導者による反倫理的言動がプレーヤーに及ぼす影響は幅広く、深

刻な場合には被害を受けたプレーヤーが自殺に至ってしまった事例も報告されています。指導者による反倫理的言動は、プレーヤーに対して以下のような悪影響を及ぼすと言われています。

対個人

身体・精神面

- 心身の健康状態の悪化
- やる気や意欲の低下
- 自尊感情や自己評価の低下
- 不眠症、抑うつ感
- 摂食障害 など

行動面

- スポーツや社会活動への参加の減少
- 競技成績や学業成績の低下 など

社会生活面

- スポーツや社会生活からの離脱
- 自傷行為、自殺未遂
- 自殺 など

対集団

- 集団内に不愉快な環境を作り出す
- 権利侵害や権力濫用の放置
- 集団内のモラルや機能の低下 など

対社会

- スポーツそのものや所属集団、スポーツ指導者の社会的イメージや評判を悪くする など

未成年のプレーヤーは人格形成期にあり、指導者への依存度も高くなります。そのため、未成年者に対する反倫理的言動の悪影響はさらに深刻なものになります。特に子どもたちを指導対象とする場合は、心身の発育発達や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、子どもたちの手本となるような言動を心がけることが求められます。

おわりに

プレーヤーの人生に深く関わりを持つ指導者の喜びとは、プレーヤーとともに成長することであり、プレーヤーからの感謝などであると思います。

このガイドラインは指導者の言動を制限するためではなく、指導者がスポーツの場においてプレーヤーを最優先し、プレーヤーとの間に適切な人間関係を構築するために作成したものです。さらには指導者だけでなく、この冊子をご覧のすべての方々にガイドラインの理念と目的を深く理解していただき、それらを実際のスポーツ活動に反映していただくことを願っています。

最後に、スポーツにおける倫理的な問題は指導者だけに責任があるわけではありません。こうした問題の解決にはスポーツ界全体の取り組みが必要です。本会は、加盟団体をはじめとするスポーツ関係者と連携して、そのための努力を今後も続けていきます。



資料編

スポーツ宣言日本 -21世紀におけるスポーツの使命-	
2011年に日本スポーツ協会(当時、日本体育協会)と日本オリンピック委員会が創立100周年を迎えた際に採択した宣言。スポーツの意義と価値、21世紀におけるスポーツの使命を明らかにしたものです。	
スポーツ界における暴力行為根絶宣言	
2013年に日本スポーツ協会(当時、日本体育協会)、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の5者が共同で採択した宣言。日本スポーツ界から暴力行為等の反倫理的行為を根絶するという決意を示しています。	
フェアプレイ宣言	
宣言者の「おなまえ」と「宣言ナンバー」入りの特別なフェアプレイ宣言書をダウンロードすることができます。	
子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)	
世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。	
アスリートのアントラージュ(取り巻く関係者)が大切にしたいこと	
日本オリンピック委員会が作成した、プレーヤーが最大限のパフォーマンスを発揮できるよう連携協力すべきことについて記された冊子です。	
数えきれないほど叩かれて	
国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)が2020年7月に発表した報告書です。	
スポーツ指導における不適切な行為に関する調査	
公認スポーツ指導者資格保有者を対象に2019年度に実施したオンライン調査の報告書です。	

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

日本スポーツ協会では、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口を設置しています。当窓口では、皆さまからの相談に対し、「一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター」との連携により、専門の相談員が相談を受けます。

当窓口で取り扱える内容は公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者による当協会倫理規程違反事案等に限定されますが、対象事案の場合には、その内容に応じて、加盟団体等との連携により事実確認を行い、暴力行為等が明らかになった際は、然るべき対応(処分等)を行います。但し、当窓口において取り扱える範囲外の相談内容の場合は別の窓口を紹介させていただくこともございますので、予めご了承ください。

窓口の概要(取扱範囲や利用方法等)は、日本スポーツ協会ホームページ(右記 QR コードまたは以下 URL)にてご確認ください。



<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid983.html>

スポーツ指導者のための倫理ガイドライン

発行日 2021年5月13日 第9刷

発行 公益財団法人日本スポーツ協会
指導者育成委員会

<https://www.japan-sports.or.jp>

あなたの考えや行動をチェックしてみましょう

次の20項目を読んで、あなたの考えや行動に「あてはまる」か「あてはまらないか」を判断してみてください。

		あてはまる	あてはまらない
1	スポーツがうまければ指導者として十分だと思う		
2	自分のスポーツ指導に絶対的な自信を持っている		
3	スポーツの指導のために何かを勉強するなんて面倒くさい		
4	プレーヤーは自分の指示に従っていればよいと思う		
5	指導者に対してプレーヤーが異議申し立てをするのはおかしいと思う		
6	気に入ったプレーヤーをつい鼻息(ひいき)してしまうのは人情だと思う		
7	自分の指導しているスポーツの場では暴力やハラスメント、いじめの問題は起こってないから、今後も大丈夫だと思う		
8	知り合いの指導者がスポーツの指導に伴って暴力行為を行っていることを知っているが、その人の指導法だと思う		
9	指導しているプレーヤー間でいじめが起こっても、関わらないようにしている		
10	場合によっては暴力行為を伴ったスポーツ指導も必要だと思う		
11	ケガをさせなければ殴ってもよいと思う		
12	プレーヤーとの間に信頼関係があれば、暴力は許されると思う		
13	スポーツ指導で暴力行為を禁止したら、プレーヤーやチームが弱くなってしまうと思う		
14	スポーツの指導には、女性よりも男性の方が適していると思う		
15	スポーツ組織の役員に女性が就くことには違和感がある		
16	カラオケなどでプレーヤーが指導者とデュエットをするのは当然だと思う		
17	あいさつをする時にプレーヤーの身体にふれることがよくある		
18	スポーツを指導する時に権利や人権のことなどほとんど考えない		
19	障がい者のスポーツ指導は手間がかかるので面倒だ		
20	LGBT などの人々がスポーツをすることには違和感がある		

以上の20項目のなかであなたの考えや行動に「あてはまる」ものがあれば、あなたのその考えや行動について一度振り返ってみる必要があります。

次は私たちの時代 誓う、フェアプレイ



森山真稔 (26 歳 フライングディスク)



三木萌子 (21 歳 サッカー)



池田春子 (22 歳 水泳)



小山滉平 (20 歳 ローラースケート)



山内康輔 (21 歳 バレーボール)



中島理沙 (21 歳 なぎなた)

「フェアプレー」って、空気のように当たり前のようで、改めて考えてみると、わかっていないものかも…

そんなフェアプレーを、JSPO (日本スポーツ協会) は考え続け、さまざまな取組を行っています。

日本の未来を担う若者がフェアプレーをとことん考える「フェアプレイ会議」もそのひとつ。

フェアプレーを考えている JSPO も、スポーツを楽しむ皆さんにとっては

空気のような存在なのかもしれません。

それでも、JSPO はあなたのスポーツを確かにサポートしています。

あなたのフェアプレイ宣言で、ともに望む未来へ。



JSPO
Japan Sport Association

WEB でフェアプレイ宣言募集中

フェアプレイ宣言

検索

2019.04 時点

佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱をここに定める

令和 7 年 3 月 28 日

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市告示第102号

佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、スポーツの普及及び競技水準の向上を図るとともに、スポーツを通じて公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする、ジュニアスポーツクラブ（以下「JSC」という。）の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「JSC」とは、市内の小学生、中学生及び高校生が主な構成員となり、年間を通じて活動するスポーツ団体をいう。

(登録団体)

第 3 条 JSC登録をしようとする団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 1 条の目的に賛同する団体
- (2) 過去 2 年以内に佐渡市又は一般財団法人佐渡市スポーツ協会等が行う指導方法に関する講習会等を受講し、優良な者として認定された指導者（以下「優良指導者」という。）が指導する団体

(登録申請)

第 4 条 JSC登録を申請しようとする団体は、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 構成員の名簿
- (2) 優良指導者を証明する認定証の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める書類

(登録許可)

第5条 市長は、登録申請書を受理した日から30日以内に登録の可否を判断し、登録可能と認める場合は、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録許可書を代表者に送付するものとする。

2 前条及び前項の規定は、JSCの代表者又は指導者が変更となる場合その他登録内容を変更する場合に準用する。

(JSC登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、JSC登録を抹消することができる。

(1) JSC登録の申請に際し、偽りその他不正の行為が判明した場合

(2) 前条第2項に該当するにもかかわらず、改めて登録申請書を提出しない場合

(3) JSC登録団体の関係者に、著しく公序良俗又はJSCの目的に反する行いがあつたと認められる場合

(4) 活動及び施設利用において、市長の方針に従わない場合

(優良指導者登録の抹消)

第7条 市長は、JSC登録団体の指導者に、著しく公序良俗又はJSCの目的に反する行いがあつたと認められる場合は、優良指導者の登録を抹消することができる。

(使用料の減免)

第8条 JSC登録団体は、佐渡市社会体育施設使用料減免要綱（令和7年佐渡市告示第95号。以下「減免要綱」という。）に規定する市内少年少女スポーツ団体と認めるものとし、減免要綱別表に該当する活動を行う場合は、その使用料を減免するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長においてその都度協議し、及び決定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱（平成25年佐渡市教育委員会告示第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記様式（第4条関係）

佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録申請書

年 月 日

佐渡市長 様

団 体 名

代表者氏名

次のとおり佐渡市ジュニアスポーツクラブの登録を申請します。

代表者	郵便番号	〒952－						
	住 所	佐渡市						
	氏名（ふりがな）		()					
	電話・FAX	自宅：－	FAX：－					
代表者に連絡が取れない場合の連絡先	氏名（ふりがな）		()					
	電話・FAX	自宅：－	FAX：－					
	携帯電話：－	－						
	※緊急連絡用として記入してください							
活動種目								
活動場所								
活動曜日・時間								
構成員（大まかで可）	小学生	名	中学生	名	高校生	名	その他	名
指導者1	氏名（ふりがな）		()					
	電話・FAX	自宅：－	FAX：－					
	携帯電話：－	－						
	※緊急連絡用として記入してください							
指導者2	優良指導者等番号	(取得年月日： 年 月 日)						
	氏名（ふりがな）		()					
	電話・FAX	自宅：－	FAX：－					
	携帯電話：－	－						
指導者3	※緊急連絡用として記入してください							
	優良指導者等番号	(取得年月日： 年 月 日)						
	氏名（ふりがな）		()					
	電話・FAX	自宅：－	FAX：－					
指導者3	携帯電話：－	－						
	※緊急連絡用として記入してください							
指導者3	優良指導者等番号	(取得年月日： 年 月 日)						

※小中高校の児童・生徒の区分が分かる構成員名簿を添付すること
.....

佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録許可書

上記により申請があった佐渡市ジュニアスポーツクラブへの登録を許可します。

年 月 日

佐渡市長 国

佐渡市社会体育施設使用料減免要綱をここに定める。

令和 7 年 3 月 28 日

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市告示第95号

佐渡市社会体育施設使用料減免要綱

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定により、佐渡市社会体育施設（以下「体育施設」という。）の使用料を減免する場合は次によるものとする。

（減免額）

第1 体育施設の使用料の減免額は、別表に定める率により算定した額とする。

（減免対象者及び減免率）

第2 減免対象者及び減免率は、別表のとおりとする。

（減免申請の手続）

第3 施設の利用料の減免を受けようとするものは、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和7年佐渡市規則第38号。以下「規則」という。）第4条の規定により、佐渡市社会体育施設利用許可（兼減免）申請書（規則別記様式）を提出し、市長又は指定管理者の減免決定を受けなければならない。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

減免しようとする事業又は活動	減免対象者	減免率
① 市内の私立幼稚園・保育園長及び市内高等学校長が主催して行う体育・スポーツ活	参加の児童・生徒・当該活	100%

動	動の指導者	
② 市内の知的障害者施設、知的障害者通園施設、盲ろうあ者施設、児童養護施設、肢体不自由者施設、重症心身障害者施設及び児童自立支援施設の長が責任を持って行う体育・スポーツ活動	参加の入所者・通所者及びその引率者・介護者	
③ 市内の特別支援学校の校長が責任をもって行う体育・スポーツ活動	参加の児童・生徒及びその引率者・介護者	
④ 市内少年少女スポーツ団体が行う体育・スポーツ活動	事業の参加者・受講者・	
⑤ 市公民館及び地区公民館が主催する体育・スポーツ活動	当該事業の指導者	
⑥ 市老人クラブ連合会が主催する体育・スポーツ活動		
⑦ 市連合婦人会が主催する体育・スポーツ活動		
⑧ 一般財団法人佐渡市スポーツ協会及び当該協会加盟団体が行う体育・スポーツ活動	事業の参加者	70%
⑨ 市内の公民館分館・地区子ども会・PTA保護者会・地区老人クラブ・地区婦人会が行う体育・スポーツ活動	事業の参加者・受講者・	50%
⑩ 市外の学校の校長が行う体育・スポーツ活動	当該事業の指導者	
⑪ 国及び県が行う体育・スポーツ活動		

備考

1 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）でいう学校をい

う。

2 減免によって10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

3 上記以外のものについては、その都度審査し決定するものとする。

4 条例別表第4に規定する照明設備を使用するときの使用料及び附属設備の使用料は、減免の対象外とする。

佐渡市ジュニアスポーツクラブの指導者における非違行為に対する対処要領

(目的)

第1条 この要領は、ジュニアスポーツの普及及び競技水準の向上を図るとともに、スポーツを通じて公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育むことを目指し、ジュニアスポーツクラブ（以下「JSC」という。）の指導者の非違行為に対する対処方法を明確にすることを目的とする。

(非違行為)

第2条 この要領における非違行為とは、JSCの指導者がその指導において体罰又は暴力を行うこと及び著しく精神的な苦痛を与えることをいう。

(対処)

第3条 指導を受ける子ども及びその保護者又は目撃した第三者から当該指導者に非違行為に関する通報等があった場合は、佐渡市観光文化スポーツ部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）が通報者、JSCの代表者、JSCの指導者等から直接聞き取りを行い、その内容について、別に定める第三者委員会に報告するものとする。

2 第三者委員会は、前項の規定による報告を受けて通報等による内容が非違行為に当たるかについて協議するものとする。

3 前項の規定による協議の結果、非違行為と判断した場合は、文化スポーツ課は、直ちに書面によりその指導者に改善するよう通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた指導者が改善しない場合は、再度、聴き取りの調査を行い、文化スポーツ課は、書面によりその指導者に退任するよう通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた指導者が退任しない場合は、文化スポーツ課は、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱（令和7年佐渡市告示第102号）に基づき、当該指導者が所属する団体の登録を取り消すものとする。

6 第1項の通報等の内容により、第三者委員会が緊急を要すると認めた場合は、文化スポーツ課は、第3項の規定による改善の通知をすることなく、退任の通知を行うことができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、文化スポーツ課がその都度協議し、及び決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

○佐渡市立学校体育施設開放条例

平成19年 3 月 30日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における生涯スポーツの普及振興を図るため、学校教育に支障のない範囲での学校体育施設（以下「体育施設」という。）の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「体育施設」とは、小学校及び中学校の屋内運動場及び屋外運動場をいう。

(管理責任)

第3条 体育施設の開放に関する管理責任は、佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が負うものとする。

(利用時間)

第4条 体育施設の利用時間は、教育委員会及び校長が学校教育及び管理上支障がないと認めた時間とする。

(利用の許可)

第5条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認めるとき。

3 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 体育施設を利用する者（以下「利用者」という。）が利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (4) 利用者が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により体育施設を利用できないときは、使用料を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

学校体育施設使用料（税込み）

種別	利用区分	金額（1団体・1時間当たり）
屋内運動場		円
	全面A	200
	全面B	100
	半面	100

備考

- 1 全面Aとは、おおむねバスケットボールコートが2面分取れる広さをいい、全面B及び半面とは、おおむねバスケットボールコートが1面分取れる広さをいう。
- 2 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも、同様とする。

○佐渡市立学校体育施設開放条例施行規則

平成19年 3 月 30 日

教育委員会規則第12号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐渡市立学校体育施設開放条例（平成19年佐渡市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、学校体育施設（以下「体育施設」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ学校体育施設利用許可（兼減免）申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、あらかじめ校長に教育上の支障の有無を確認しなければならない。

(利用の許可)

第 3 条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、利用を許可する場合は、利用許可書を申請者に交付するものとする。

2 利用の許可を受けた者は、体育施設を利用するときに、前項の利用許可書を提示しなければならない。

(使用料の減免手続)

第 4 条 条例第 8 条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第 2 条第 1 項の規定による利用許可の申請の際、申請書に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、減免を許可する場合は、減免決定通知書を申請者に交付するものとする。

(利用状況の報告)

第 5 条 利用者は、利用活動状況を学校施設開放日誌により教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

(佐渡市立小・中学校施設開放規則の廃止)

2 佐渡市立小・中学校施設開放規則（平成16年佐渡市教育委員会規則第76号）は、廃止する。

別記様式(第2条、第3条、第4条関係)

学校体育施設利用許可(兼減免)申請書

年 月 日

佐渡市教育委員会 様

利用団体名

代表者住所

氏名

電話

次のとおり学校体育施設の利用許可(兼減免)を申請します。

学 校 名	小学校・中学校		
利 用 施 設	体育館・グラウンド・その他()	※許可・条件等	
利 用 日 時	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
利 用 予 定 人 員	人		
利 用 目 的			
利用したい器具名			
減 免 申 請 理 由			
使 用 料	円	減免後の額	円
備 考			

※印は記入しないでください。

学校体育施設利用許可書(兼減免決定通知書)

上記のとおり学校体育施設の利用(及び使用料の減免)を許可します。

年 月 日

佐渡市教育委員会 印

許可条件	1 許可後、学校教育に支障が生じた場合は、許可を取り消すことがある。 2 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 3 許可のない室及び物件を使用しないこと。 4 火気厳禁とし、建物又は附属物をき損しないこと。 5 利用した設備等は原状に回復し、整理整頓した後に管理者に引継ぐこと。 6 利用前後には必ず管理者に届け出ること。 7 利用日誌を管理者より受け、必ず記入して提出すること。
------	---

新潟県いじめ等の対策に関する条例

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

このことは、いじめ等の問題に関する報道が本県の内外で繰り返される度に、県民誰もが強く願うことであり、児童等が光り輝く未来を享受するためには、社会全体でいじめ等の問題に取り組む必要があることはいふまでもない。

ここに、私たちは、児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長

することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行われなければならない。
- 4 いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるように育まれることを旨として行われなければならない。
- 5 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行われなければならない。

(いじめ等の禁止)

第4条 児童等は、いじめ等を行ってはならない。

(県の責務並びに市町村への支援及び協力)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施するいじめ等の対策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ等の対策について、自らが率先して実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じ

て送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の協力)

第10条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめ等の対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ等の未然防止に資する取組の推進等)

第12条 県は、児童等自らがいじめ等に関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめ等の未然防止に資する取組を推進するものとする。

- 2 県は、いじめ等の早期発見、発見したいじめ等への迅速かつ適切な対応等に資する環境の整備を図るものとする。
- 3 県は、いじめに起因して不登校になっている児童等について、当該児童等の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援に資する環境の整備を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた学校の教職員の資質の向上、学校におけるいじめ等の対策の推進に資する体制の充実、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ等の対策を含む教育相談に応じるもの及びいじめ等への対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保並びに適切な配置その他必要な取組を推進するものとする。

(情報の共有、検証、調査研究等)

第15条 県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及するものとする。

(社会全体による対策の推進)

第16条 県は、社会全体でいじめ等の対策を推進するため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性、いじめ等に係る相談制度及び救済制度等について、県民の関心と理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十三年法律第七十八号

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体

育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

- 第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人

日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五六号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五七号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

○佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 31 日

告示第 230 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、佐渡市のジュニアスポーツ活動の意識の高揚と競技力向上を図るため、島外遠征の経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、「ジュニアスポーツクラブ」とは、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱（令和 7 年佐渡市告示第 283 号）に定めるジュニアスポーツクラブに登録している団体をいう。

(補助対象者及び補助対象事業)

第 3 条 補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 佐渡市ジュニアスポーツクラブに登録している団体
- (2) 各競技団体長が選抜チームと認めた団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付を認めた団体

2 補助対象者は、佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当しない者でなければならない。

3 補助金の対象となる事業は、島外で開催される大会、交流試合及び練習試合とし、全国大会と佐渡市スポーツ協会の選手育成助成強化事業を除く。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、島外で開催される大会、交流試合及び練習試合の遠征に係る渡航費（2 等往復船賃とし、各種割引料金において最も経済的な額）とする。ただし、他の助成を受けた遠征を除く。

2 補助金の額は、参加者一人当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内の額

に参加人数を乗じた額とする。この場合において、一人当たりの補助対象経費の2分の1以内の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の参加者は、佐渡市に住所を有する者で、申請団体に所属する選手及び指導者とする。ただし、指導者は2名以内とする。

4 同一年度において、補助金の交付を受けることができる回数は同一団体において5回までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付してジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者等に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

- (3) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (5) 補助事業が完了したとき（第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める期日までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。
- (6) 市長が第16条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (7) 第16条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (8) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に

係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第9条 補助事業者等は、補助事業の実施回数等主要な内容を変更しようとするときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更承認申請書（様式第5号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者等に通知するものとする。

3 第6条及び第7条の規定は、第2項の通知をする場合に準用する。
（実績報告等）

第10条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業者等が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者等から提出されたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助

金交付請求書（様式第9号）により補助金を支払うものとする。

2 市長は、補助事業の実施に当たり概算払が必要な場合は、交付決定額の80パーセントを上限に概算払をすることができる。

3 補助事業者等は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受ける必要がある場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、補助事業者等がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者等からジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者等に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第10条から前条までの規定を準用する。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者等は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者等は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 交付条件に違反したとき。

(3) 法令等に違反したとき。

(4) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者等に通知する。

3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合（第13条第2項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還命令書（様式第13号）により行うものとする。

5 市長は、補助事業者等が、返還すべき補助金を納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金)

第17条 市長は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者等の納付した金

額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

3 市長は、補助事業者等の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をする場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第14号）により行うものとする。

（延滞金）

第18条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者等の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をする場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第14号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第19条 市長は、補助事業者等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者等については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金停止通知書（様式第15号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 別表に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主

たる原因者を含めるものとする。

- 4 再停止の処分を受けた補助事業者等の交付停止期間は、別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

(報告及び調査)

第20条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 補助事業者等は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかにジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金遂行状況報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により、補助事業者等に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者等に指導を行うものとする。

- 4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業者等に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

- 5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

(協力事項)

第21条 補助対象者は、市長が求めたときは次に掲げる事項に協力する。

- (1) 成果に関する資料の作成
- (2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
- (3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第22条 この事業の事務は、文化スポーツ課において所掌する。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(令6告示151・一部改正)

附 則 (令和4年3月31日告示第144号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第151号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年9月11日告示第313号)

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月28日告示第93号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第19条関係)

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月

事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月
---	-----------------------------

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
メールアドレス
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請書

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金を交付されるよう、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称		
補助事業の内容		
補助事業経費所要額		
補助金交付申請額		
補助事業の着手及び完了予定年月日	着 手	
	完 了	
添付書類 (1) 大会要項の写し (2) 参加者名簿 (3) その他必要な書類		

※ メールアドレスをご記入いただいた場合は、交付請求書をメール提出することが可能です。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長 

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金の交付について、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。
交付の条件	佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名

様

佐渡市長

印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金の交付について、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったジュニア
スポーツクラブ等遠征費補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市ジュ
ニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

2 その他

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	
変更の内容	
変更の理由	
補助事業の変更後経費 所要額	
補助金変更交付申請額	
変更予定年月日	
添付書類 (1) 変更事業計画書 (2) 変更収支予算書(又はこれに代わる書類) (3) その他の書類	

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長 印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載のとおりとする。
交付の条件	佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金について、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称	
補助事業の成果	
補助事業の経費の決算額	
補助金交付決定額	
補助事業の完了年月日	
添付書類 (1) 収支決算書 (2) 事業結果を記載した書類 (3) 支払いを証明する書類（領収証の写し等）	

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所

団体名

氏 名 様

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

佐渡市長



年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をしたジュニア
スポーツクラブ等遠征費補助金については、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征
費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知す
る。

1 交付決定額

2 交付確定額

様式第 9 号（第 12 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があったジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第12条第 1 項の規定により請求します。

記

金 円

振 込 口 座 金融機関名
口座種別
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

	役職	氏名	連絡先
発行責任者			
担当者			

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金について概算払いを受けたいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第12条第3項の規定により次のとおり請求します。

補助金交付決定額	円
今回請求額	円
前回までの受領済額	円
差引残額	円
概算払請求事由	

振 込 口 座 金融機関名
口座種別
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

	役職	氏名	連絡先
発行責任者			
担当者			

様式第 11 号（第 13 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住 所

団体名

氏 名

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったジュニアスポーツクラブ等島外遠征費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第 12 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐渡市長

印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあったジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金については、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 _____ 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第 13 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長 印

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還命令書

佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第16条第 4 項の規定により、
下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 9 補助金等の交付確定額

様式第 14 号（第 17 条、第 18 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた） 年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金の返還に係る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第（17・18）条第 4 項の規定により申請します。

記

1 （加算金・延滞金）の額

円

2 （加算金・延滞金）免除申請の理由

様式第 15 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

住 所

団体名

氏 名 様

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

佐渡市長



年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金停止通知書

佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱第19条第2項の規定により、
補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

・再停止の場合は、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶養的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第 16 号（第 20 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったジュニア
スポーツクラブ等遠征費補助事業の遂行状況を、佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征
費補助金交付要綱第20条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の遂行状況
- 2 事業収支の遂行状況
 - (1) 収入状況
 - (2) 支出状況
- 3 その他

様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 4 号（第 8 条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 5 号（第 9 条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 7 号（第10条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第 8 号（第11条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第 9 号（第12条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第10号（第12条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第11号（第13条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第12号（第15条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第13号（第16条関係）

（令 4 告示144・一部改正）

様式第14号（第17条、第18条関係）

（令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正）

様式第15号（第19条関係）

(令 4 告示144・一部改正)

様式第16号 (第20条関係)

(令 4 告示144・令 6 告示313・一部改正)

◆◆◆補助金を申請される前にご確認ください◆◆◆

ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金

佐渡市役所観光文化スポーツ部文化スポーツ課スポーツ振興係

【申請について】

1. 補助を受ける際は遠征出発前に必ず申請して交付決定を受けてください。
申請から交付決定まで1週間程度かかりますので、1週間前までに申請をお願いします。

※交付決定前に着手した（遠征に出発した）場合は補助対象とすることができませんのでご注意ください。

ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合は事前にご相談ください。

2. 補助金の交付対象となる事業は、島外で開催される「大会、交流試合及び練習試合」とします。

※他の助成を受けている場合や全国大会へ出場する場合は対象外となります。

3. 補助対象経費は、2等往復船賃に限ります。ジェットfoilに乗船した場合も2等往復船賃の額が補助額として適用されます。

※補助金の額は参加者1人あたりの補助対象経費の2分の1に参加人数を乗じた額になります。また、1人あたりの補助額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

例：指導者2人、小学生8人で遠征に行く場合

指導者の補助対象経費 3,950円/人 補助額 1,900円/人

小学生の補助対象経費 1,990円/人 補助額 900円/人

補助額：11,000円（指導者2人 3,800円＋小学生8人 7,200円）

（上記の金額は例となります。金額は佐渡汽船HPを確認してください。）

4. 補助対象となる遠征参加者は、申請団体に所属する選手及び指導者となります。ただし、指導者は2名以内とします。

5. 同一年度において、補助金の交付を受けられるのは各団体5回までです。

【申請手続きの手順】

1. 補助金の交付申請をする際は、事前に必要な書類を提出してください。
申請書のほか、①大会要項の写し（練習試合の場合はその内容が分かるもの）、②参加者名簿が必要です。

※事業に着手された後（遠征出発後）に申請されたものについては受理することができませんのでご注意ください。

2. 交付決定を受けた補助事業の内容に変更がある場合は、大至急社会教育課へお知らせください。

※内容によっては、補助金変更承認申請書の提出が必要になります。

3. 実績報告書の提出期限は補助事業完了後 20 日以内です。実績報告書のほか、①収支決算書、②領収書の写しが必要です。

※あらかじめ定められた期限までに報告書等の提出がない場合は、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。また、領収書の写しは遠征に行ったことを確認するための資料となります。提出がないと補助金の交付ができませんのでご注意ください。

4. 補助金交付額確定通知を受けた後は、14 日以内に補助金交付請求書を提出してください。振込口座がジュニアクラブの口座でない場合は委任状及び口座振替申出書の提出も必要です。

5. 事業内容及び提出書類に虚偽の記載・報告があった場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すとともに取り消した部分の補助金について返還をしていただく場合がありますのでご注意ください。

※佐渡市補助金等交付規則第 18 条によるものです。

◆詳しくは佐渡市ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金交付要綱をご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所 観光文化スポーツ部文化スポーツ課スポーツ振興係

TEL : 0259-63-5140

Mail : bunka-sports@city.sado.niigata.jp

○佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 31 日

告示第172号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市のスポーツ指導者を発掘・育成し、ジュニア層のスポーツ活動環境の向上を図るため、技術の取得の機会が限られる離島において島外でも通用する資格を取得し、優秀な人材の育成及び確保を推進するために資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる資格)

第 2 条 補助金の交付の対象となる資格は、公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体、公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟競技団体、公益財団法人日本レクリエーション協会及びその加盟団体、一般社団法人新潟県レクリエーション協会種目団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会及びその加盟団体又は新潟県障害者スポーツ協会種目団体が認定する資格のうち、次の各号に掲げるものとし、当該資格を更新する場合も交付の対象とする。

- (1) 競技別指導者資格
- (2) 審判員資格
- (3) 前 2 号の資格に準ずる資格でジュニアの指導に必要と認められるもの

(補助対象経費等)

第 3 条 補助事業の対象となる経費は、別表第 1 のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、2 万円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一年度において、補助金の交付を受けることができる回数は一人 1

回までとする。

（申請者の要件）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 地域のジュニアスポーツの指導を行い、資格取得後、市の要請に応じて、市が関与するスポーツ推進事業等の指導者や補助員として協力ができる者であること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (5) 別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

（交付の申請）

第5条 申請者は、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業の着手は、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、補助金の交付決定前に補助事業に着手するときは、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- 2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付してジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業を実施する者（以下「補助対象者」という。）に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- （2） 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象費用の各費目の配分を超えて支出する場合、又は費目の合計の10分の2を超えて流用するときは、市長に届け出ること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- （4） 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- （5） 補助事業が完了したとき（第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合は除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める期日までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。
- （6） 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- （7） 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。

- (8) 市長が第16条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (9) 第16条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (10) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (11) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に市長に届け出ること。
- (12) 市長が実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく市長の判断に従うべきこと。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付申請取下げ書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第9条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ジュニアスポーツ指導者等資格取得変更承認申請書（様式第6号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の期間を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、第1項各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第7条第2号ただし書の規定に該当する場合は、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金計画変更届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

4 第6条及び第7条の規定は、第2項の通知をする場合に準用する。
（実績報告書）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金実績報告書（様式第9号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助対象者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助対象者から提出されたジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を支払うものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、補助対象者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助対象者からジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助対象者に通知する。

2 試験結果が不合格の場合は、補助事業の目的を達成できないことから、補助対象者は事業の廃止を届け出るものとする。

3 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第10条から前条までの規定を準用する。

（補助金の経理）

第14条 補助対象者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第6条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助対象者に通知する。

3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合

において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合（第13条第3項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助対象者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金返還命令書（様式第14号）により行う。

5 市長は、補助対象者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金）

第17条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助対象者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助対象者は、前項の申請をする場合は、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第15号）により行うものとする。

（延滞金）

第18条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金

の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助対象者は、前項の申請をする場合は、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金返還に係る延滞金（免除・減免）申請書（様式第15号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第19条 市長は、補助対象者が別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助対象者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金停止通知書（様式第16号）により補助対象者に通知するものとする。

3 別表第2に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助対象者の交付停止期間は、別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告及び調査）

第20条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助対象者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかにジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金遂行状況報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助対象者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

(協力事項)

第21条 補助対象者は、市長が求めたときは次に掲げる事項に協力する。

(1) 成果に関する資料の作成

(2) 市が主催する成果報告会等においての、資料作成、出席及び発表

(3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第22条 この事業の事務は、文化スポーツ課において所掌する。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(令6告示152・一部改正)

附 則 (令和4年3月31日告示第145号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和５年３月31日告示第133号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月29日告示第152号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和６年９月11日告示第314号）

この告示は、公表の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和７年３月28日告示第93号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

経費区分	内容	留意事項
1 旅費	旅費	2等往復船賃（各種割引切符）、宿泊費（佐渡市の旅費運用規定の金額を上限とする）
2 需用費	消耗品費	受講（受験）に必須となる教材費
3 役務費	手数料	受講料、受験料、登録料、更新料

備考 午前９時以降のカーフェリーの利用では、開始時間等に間に合わない場合は、早朝ジェットfoil（各種割引切符）の利用を可とする。

別表第２（第４条、第19条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他の不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月

規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
メールアドレス

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付申請書

年度スポーツ指導者等資格取得事業について、補助金 円を交付されるよう、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業内容	
補助事業に要する経費の所要額	
補助金交付申請額	
補助事業の完了予定年月日	
添付書類 (1) 講習会又は資格取得に係る案内等 (2) 受講申込書 (3) 誓約書（別紙） (4) 口座振替申込書 (5) その他必要な書類	

※ メールアドレスをご記入いただいた場合は、交付請求書をメール提出することが可能です。

別紙（様式第 1 号関係）

誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の 5 年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 2 市税等を滞納していない者であること。
- 3 佐渡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号の暴力団又は第 2 号の暴力団員に該当しないこと。
- 4 佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱別表第 2 に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。
- 5 特別な理由がある場合を除き、資格取得後、市の要請に応じて、市が関与するスポーツ推進事業等の指導者や補助員として協力ができる者。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住 所

団体名

氏 名

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付決定前着手届

佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記の事業について交付決定前に着手するので届け出します。

なお、交付の決定がされない場合は、自己で負担します。

記

- 1 交付申請事業
- 2 事業実施期間
- 3 事前着手の理由

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のありましたジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金の交付について、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、 年 月 日付けで申請のあった申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、 までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業の内容を変更する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (4) 補助対象となる事業に係る収入及び支出等を明確にした証拠書類整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 (5) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所

団体名

氏 名

様

佐渡市長

印

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金の交付について、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったジュニア
スポーツ指導者等資格取得補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市
ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により届け出
ます。

記

- 1 取下げ理由
- 2 その他

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金変更承認申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業
について、次のとおり変更したいので、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助
金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

変更の理由	
変更後の補助事業の内容	
変更後の補助事業に要 する経費の所要額	
補助金変更交付申請額	
変更後の補助事業の完 了予定年月日	
添付書類 (1) 講習会又は資格取得に係る案内等 (2) その他必要な書類	

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様

佐渡市長 印

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額	
	変更後の額	
	変更の増減額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。	
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、 までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業の内容を変更する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (4) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第 7 条の交付条件を遵守すること。	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金計画変更届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様式第 9 号（第 10 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったス
ポーツ指導者等資格取得補助金について、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助
金交付要綱第10条第 1 項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の内容及びその成 果	
補助事業に要した経費の決 算額	
補助金交付決定額	
補助事業の完了年月日	
添付書類 (1) 収支決算書 (2) 支払いを証明する書類（領収書等の写し） (3) その他の書類	

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 年 月 日 号

住 所
団体名
氏 名

様

佐渡市長



年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度
ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金については、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等
資格取得補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知す
る。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 額を変更して確定した理由
- 4 交付予定日

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があったジュニア
スポーツ指導者等資格取得補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市ジュニア
スポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

振 込 口 座 金融機関名

口 座 種 別

口 座 番 号

(フリガナ)
口座名義人

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。

※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

	役職	氏名	連絡先
発行責任者			
担当者			

様式第 12 号（第 13 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者
住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第 13 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金については、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第15条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第 14 号（第 16 条関係）

第 年 月 日 号

住 所
団体名
氏 名 様

佐渡市長 印

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金返還命令書

佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第16条第 4 項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 9 補助金等の交付確定額

様式第 15 号（第 17 条、第 18 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受け
た・額の確定通知を受けた） 年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金の
返還に係る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市ジュニアスポー
ツ指導者等資格取得補助金交付要綱第（17・18）条第（3・4）項の規定により申請し
ます。

記

1 （加算金・延滞金）の額

円

2 （加算金・延滞金）（免除・減額）申請の理由

様式第 16 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名

様

佐渡市長



年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金停止通知書

佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱第19条第2項の規定により、補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第 17 号（第 20 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったジュニア
スポーツ指導者等資格取得補助金の遂行状況を、佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取
得補助金交付要綱第20条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況及び進捗率
- 2 事業収支の遂行状況及び進捗率
 - (1) 収入状況
 - (2) 支出状況
- 3 その他

様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 4 告示145・令 6 告示314・一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 9 条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第 9 号（第10条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第12条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第12号（第13条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第13号（第15条関係）

様式第14号（第16条関係）

様式第15号（第17条、第18条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

様式第16号（第19条関係）

様式第17号（第20条関係）

（令 6 告示314・一部改正）

◆◆◆補助金を申請される前にご確認ください◆◆◆

ジュニアスポーツクラブ指導者等資格取得補助金

佐渡市役所観光文化スポーツ部文化スポーツ課スポーツ振興係

【申請について】

1. 補助を受ける際は講習会申込前に必ず申請して交付決定を受けてください。申請から交付決定まで1週間程度かかりますので、1週間前までに申請をお願いします。

※交付決定前に着手した（申込をした）場合は補助対象とすることができませんのでご注意ください。

ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合は事前にご相談ください。

2. 補助金の交付対象となる資格は、「（公財）日本スポーツ協会及びその加盟団体、（公財）新潟県スポーツ協会加盟競技団体、（公財）日本レクリエーション協会及びその加盟団体、（一社）新潟県レクリエーション協会種目団体、（公財）日本パラスポーツ協会及びその加盟団体又は新潟県障害者スポーツ協会種目団体」が認定する資格に限ります。なお、資格の更新も補助対象となります。

※これらのうち、競技別指導者資格、審判員資格、その他ジュニアの指導に必要と認められるものに補助が適用されます。

3. 補助対象経費は、旅費・需用費・役務費に限ります。（別表参照）

※補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で2万円を上限とします。補助額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

【別表】

経費区分	内容	留意事項
1 旅費	旅費	2 等往復船賃（各種割引切符）、宿泊費（佐渡市の旅費運用規定の金額を上限とする）
2 需用費	消耗品費	受講（受験）に必須となる教材費
3 役務費	手数料	受講料、受験料、登録料、更新料

4. 同一年度において、補助金の交付は1人1回までです。

【申請手続きの手順】

1. 補助金の交付申請をする際は、事前に必要な書類を提出してください。
申請書のほか、①講習会の開催要項の写し、②受講申込書の写し、
③誓約書、④口座振替申込書が必要です。

※事業に着手された後（申込後）に申請されたものについては受理することができませんのでご注意ください。

2. 交付決定を受けた補助事業の内容に変更がある場合は、大至急社会教育課へお知らせください。

※内容によっては、補助金変更承認申請書の提出が必要になります。

3. 実績報告書の提出期限は補助事業完了後 20 日以内です。実績報告書のほか、①収支決算書、②領収書の写しが必要です。

※あらかじめ定められた期限までに報告書等の提出がない場合は、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。また、領収書の写しは資格取得に係る経費の支出を確認するための資料となります。提出がないと補助金の交付ができませんのでご注意ください。

4. 補助金交付額確定通知を受けた後は、14 日以内に補助金交付請求書を提出してください。振込口座が本人の口座でない場合は委任状及び口座振替申込書の提出も必要です。

5. 事業内容及び提出書類に虚偽の記載・報告があった場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すとともに取り消した部分の補助金について返還をしていただく場合がありますのでご注意ください。

※佐渡市補助金等交付規則第 18 条によるものです。

◆詳しくは佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱をご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所 観光文化スポーツ部文化スポーツ課スポーツ振興係

TEL : 0259-63-5140

Mail : bunka-sports@city.sado.niigata.jp

○佐渡市スポーツ全国大会等出場者激励金支給要綱

令和3年7月5日

告示第283号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民のスポーツ活動を促進し、地域のスポーツの振興を図るため、国際大会、全国大会等（以下「大会」という。）に出場する団体又は個人に対し、その活躍を祈念し激励することを目的として、予算の範囲内において激励金を支給することに関し必要な事項を定める。

(対象大会)

第2条 激励金の対象となる大会は、次に定めるとおりとする。ただし、交流、親睦又は営利を主な目的としている大会は、対象としない。

- (1) 国内の選考会又は予選会を経て日本の代表又はこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する国際大会
- (2) 県大会、ブロック大会の選考会又は予選会を経て新潟県の代表又はこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する全国規模以上の大会

(支給対象者)

第3条 激励金の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ居住し、前条に規定する大会に出場する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大会の開催要項等により登録する選手
- (2) 大会の開催要項等により登録する監督、コーチ、マネージャー等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 大会の出場種目又は参加種目を生業としている者
- (2) 学校長からの出張命令を受けて大会に出場し、又は出場者に同行する教職員

(激励金の額)

第 4 条 激励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の制限)

第 5 条 同一の大会に複数種目で出場する場合は、激励金は重複して支給しない。

2 同一の大会において団体種目及び個人種目に出場する場合は、激励金は重複して支給しない。

3 同一の個人等が出場者、監督、コーチ、マネージャーを兼任して出場する場合は、激励金は重複して支給しない。

(申請方法)

第 6 条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、大会への出場が決定した後、速やかに、スポーツ全国大会等出場者激励金支給申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 出場する大会への出場権を得た県大会等の要項及び結果

(2) 出場する大会の開催要項等

(3) 出場する大会の参加申込書の写し（名簿）

2 団体として出場する場合は、所属団体長が代表して申請するものとする。

3 個人として参加する場合は、その個人が申請するものとする。ただし、その個人が未成年の場合は、その保護者が申請しなければならない。

(支給決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、激励金の支給の可否を決定し、スポーツ全国大会等出場者激励金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により激励金の支給を決定したときは、速やかに激励金を支給するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、対象の大会終了後、速やかにスポーツ全国大会等出場者激励金実績報告書(様式第3号)に、内容又は成績が確認できる書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、申請者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又一部を取り消すことができる。

- (1) 大会が中止になったとき。
- (2) 大会に出場できなかったとき。
- (3) 激励金の支給申請又は報告に関し、虚偽又は不正があったとき。

(激励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定に基づき激励金の支給決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に激励金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(特例)

第11条 この告示の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める場合は、激励金を支給することができる。

(所管)

第12条 この事業の事務は、文化スポーツ課において所掌する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月28日佐渡市告示第93号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	激励金の額及び上限	
	大会の開催地が新潟県内の場合	大会の開催地が新潟県外の場合

高校生又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「高校生以下等」という。）及び高校生以下等が第3条第1項第1号に該当する場合における第3条第1項第2号に該当する者	1人につき3万円。ただし、1団体につき30万円を上限とする。	1人につき5万円。ただし、1団体につき50万円を上限とする。
上記以外の者	1人につき1万円。ただし、1団体につき10万円を上限とする。	

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
(団体名)
氏名

年度 スポーツ全国大会等出場者激励金支給申請書

佐渡市スポーツ全国大会等出場者激励金支給要綱第 6 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

出場する大会名		
出場種目		
開催日		
開催場所		
参加者数	出場者	人
	その他指導者等（※）	人
	計	人
激励金申請額		円
振込口座	銀行名	銀行
	支店名	支店
	口座種別	
	口座番号	
	ふりがな 口座名義	
添付書類 (1)国際大会、全国大会等の開催要項 (2)国際大会、全国大会等への出場に至った経緯の分かる書類（予選、選考会の開催要項、プログラム、結果等） (3)国際大会、全国大会等へ出場することが確認できる書類（大会参加申込書等） (4)振込口座の通帳の写し		

（※）「その他指導者等」には、学校長からの出張命令を受けて大会等に出場し、又は出場者に同行する教職員の方は、含めないでください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

住所

（団体名）

氏名

様

佐渡市長

印

年度 スポーツ全国大会等出場者激励金支給（不支給）決定通知書

佐渡市スポーツ全国大会等出場者激励金支給要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり支給（不支給）することに決定したので通知します。

記

支給決定額

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
(団体名)
氏名

年度 スポーツ全国大会等出場者激励金実績報告書

佐渡市スポーツ全国大会等出場者激励金支給要綱第8条の規定により、
次の関係書類を添えて報告します。

記

出場した大会名		
出場種目		
開催日		
開催場所		
参加者数	出場者	人
	その他指導者等（※）	人
	計	人
添付書類		
(1)国際大会、全国大会等の結果及び内容がわかるもの（賞状の写し、大会プログラム等の写し）		
(2)参加者名簿（別紙）		

（※）「その他指導者等」には、学校長からの出張命令を受けて大会等に出場し、又は出場者に同行する教職員の方は、含めないでください。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）